

美しが丘北自治会会員（住民）の皆様へ

令和4年5月27日
美しが丘北自治会
会長 中野みほ子

日頃より自治会活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

今回の ◆隣組お助けカード◆ は全世帯に配付しております。

カードにも目的を記載していますが、家族の助けが来ない時、地域の力で助け合う仕組みを作るために行う自治会の取り組みです。

組内保管（当該年度の組長管理）を基準とし、災害時の避難支援はもちろんですが、支援が必要な方が居られることを組内で意識するきっかけとなり日頃からの見守りなどに繋がります。

決して強制ではありません。

心配な家族が居られなければ、支援が必要な方欄は記入せず代表者名及び緊急連絡先のみで提出されて結構です。

お手数ですが、各組長宅に**6月25日**までに配付の封筒に入れて提出（ポストイング）をお願いします。

尚、未提出の方の◆隣組お助けカード◆を回収には伺いませんので予めご了承ください。

◆お問い合わせ先

〒818-0035 美しが丘北3丁目3-2
美しが丘北自治会 前田・坂本
☎092-926-7034

◆隣組お助けカード◆は自治会の取り組みですが、筑紫野市には『災害時等要援護者支援制度』があり登録も出来ます。
国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン(平成18年3月)」に基づいて平成23年4月から開始されました。
市役所、コミュニティセンター、公民館に登録用紙があります。
詳しくは、市役所（923-1111）にお訊ねください。

情報管理／組長保管

【 - 組】

組内保管（当該年度の組長が管理する）を基準としますが、下記範囲までの情報管理に同意いただける場合はいずれかにチェック をお願いします。

- 町内会長までの保管に同意します
- 町内会長と自治会保管に同意します

◆隣組お助けカード◆

このカードは、美しが丘北自治会が独自に作成した情報カードです。地震、水害などの災害が発生した時に、支援が必要な方の状況を確認し救助のために使用するものです。『自分の身は自分で守る』が基本ですが、『もしもの時』に助けが来ない状況を自治会は減らしていきたいと考えています。

『強制』ではありません。心配な方が居られない場合は、代表者の名前だけ書いて組長さん宅にポストイングしてください。

家族を代表する方/お名前

自宅以外の緊急連絡先/電話番号

助けが必要な人	その理由
(例) 美北 一郎 (代表者)	車いすが必要です。
(例) A (個人名でなくても可)	耳が遠いので大きな声で声をかけてください。
(例) 美南 光 (孫)	昼間預かることがあります

家族を代表する方は、世帯主以外でも構いません。

住民票に記載がない場合でも災害時に把握している必要があれば記入してください。